



宮 監 公 表 第 35 号
平 成 29 年 11 月 30 日

宮 崎 市 監 査 委 員 梶 谷 欣 也
宮 崎 市 監 査 委 員 神 戸 洋 一 郎
宮 崎 市 監 査 委 員 伊 地 知 義 友
宮 崎 市 監 査 委 員 日 高 あ き び



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

都市整備部(都市計画課、公園緑地課、区画整理課、市街地整備課、建築指導課、開発指導課、景観課)の平成28年度及び平成29年4月1日から7月31日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

監査室及び関係各課

3 監査の実施期間

平成29年10月16日から平成29年11月20日まで

4 監査の方法

都市整備部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

(1) 適正かつ効率的に執行されていると認めた。

(2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。
(公園緑地課)

①平成28年度及び平成29年度の公園施設管理事業(宮崎)に係る公園施設等の修繕について、所属長の許可を得たものの執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書の起票・決裁がないまま業者に業務遂行を依頼し、その後これらの書類を遡及したものがあつた(平成28年度:146件中113件、平成29年度47件中33件)。

公園施設等に係る修繕の執行については、財務規則により「支出負担行為をしようとするときは、執行伺書又は支出負担行為書によりこれをしなければならない。」と規定されていることから規則に則った事務処理を行うとともに、公園施設等の利用者の安全・安心な利用を図る観点から緊急性があるものについては、実態に即した執行ができるよう関係部局と調整を図りながら緊急修繕に係る事務の執行手続きについて検討されたい。